

日本社会事業大学「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシー（自己権利擁護）プログラム」の実践研究

【事業実施の背景】

- ・大学では、教育方針でもある多文化共生の精神を基に、すべての教育を障害学生にも平等に提供。
- ・ろう文化を尊重し、約10年間手話に堪能な聴覚障害当事者のソーシャルワーカーを養成。
- ・障害者の理解・支援と障害者の人権を守るため、当事者に学ぶことが最も重要との精神を貫いた聴覚障害のための取組をEUの国際会議も評価。
- ・関係者は、最先端の認知科学や障害学等に基づく視覚・聴覚障害についての研究・教育の実践者。
- ・特別支援学校教職課程を有する福祉の単科大学という特色も活かた、視覚障害・聴覚障害・盲ろうの人々の自律とセルフアドボカシーのための障害学モデルの学習プログラムを実践・構築。

【障害者の権利条約の実現】

第24条 3 (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

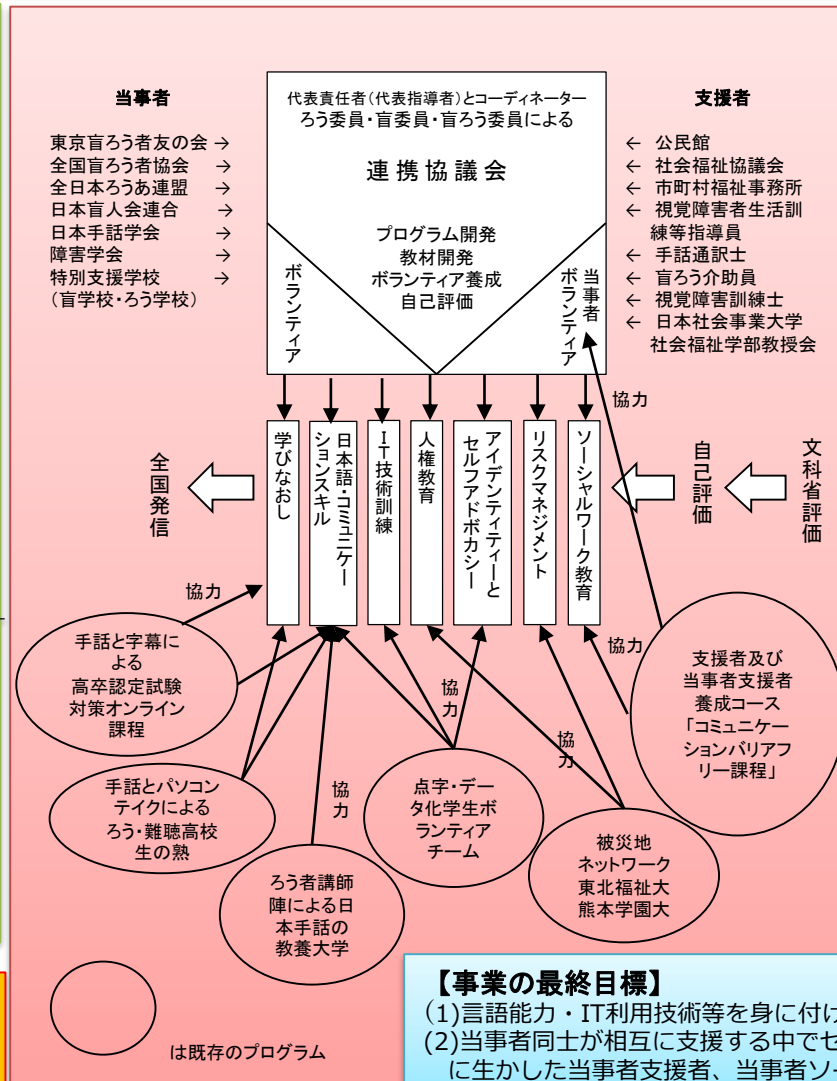
(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 (略) 一手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適切な措置をとる。

第30条 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾ろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

【事業のポイント】

連携協議会の委員及び教材作成者は視覚・聴覚障害・盲ろうの有識者



【2018年度の実施内容】

- ・当事者講師によるセミナー
- ・支援者との懇談会
- ・当事者 & 支援者のアンケート
- ・教材の作成

【現状の課題】

- ・当事者からは申請時より、日本語の習得の問題が頻繁に強調された。特にリーダーになるための文章力の指導法が皆無である。
- ・セミナーでは当事者講師から、アドボカシー教育にはまず自らの歴史を知るべきと主張された。

【2018年度の成果】

- ・視覚・聴覚障害のためのバリアフリー日本語トレーニング教材DVDの開発
- ・当事者ソーシャルワーカーを目指す人のバリアフリー教材DVDの開発
- ・視覚障害者と聴覚障害者と盲ろう者の相互学習教材の開発
- ・視覚・聴覚に障害のある人の海外研修モデル開発
- ・学生支援者がつくる視覚・聴覚障害者のための福祉入門教材DVDの開発
- ・聴覚障害者のアドボカシーパンフレットの作成

【事業の最終目標】

- (1)言語能力・IT利用技術等を身に付け、多様な学びを生涯続けられる市民
- (2)当事者同士が相互に支援する中でセルフアドボカシー能力を高め、その力を最大限に生かした当事者支援者、当事者ソーシャルワーカーの育成